

第2回 武蔵野市あんしん住まい推進協議会（議事要旨）

○日時 令和5年3月28日（火）13:30—15:00

○場所 市役所西棟411会議室

○出席 協議会委員

【主な内容】

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 住まいに係る相談実績等について
 - (2) パンフレットイメージ案について
 - (3) 居住支援ガイドについて

【配布資料】

資料1：住まいに係る相談実績等

資料2：パンフレットイメージ案

資料3：居住支援制度一覧表

【主な質疑・意見等】

A委員：今までは、住宅についての相談があると相談員（職員）が、個別対応していたが、今後はこの仕組み（協議会）も活用する方向でいいのか。

事務局：相談を受けた窓口でヒアリングし、この仕組みを使うか判断していただく。相談者に、必ず住まいが見つかるという勘違いが生まれないように話を進めてほしい。

会 長：相談実績を積み上げてやるべきことを把握する必要があるが、なるべくこの仕組みを使っただけで方向で進めていいのではないのか。

B委員：生活福祉課のワーカーは個別対応が多く、不動産店との信頼関係づくりが非常に大事。当面は相談員個人での動きと、この仕組みを利用することを併用するしかないのでは。

副会長：併用で進めつつ、契約に至らなかった場合の理由などを把握し解決していく方向で進めるのが現実的。物件探しの依頼があった時点では該当がなかったが、もう少し待てば見つかるということもあるのでは。

C委員：時期的に1～3月は忙しく手が回らない。継続して探している人は一覧表にさせていただいて月

毎に更新してもらったほうがよい。

D委員：福祉公社の事業で転宅支援があるが、不動産店に依頼したときに協議会の事業を利用していることで契約しやすくなるのか伺いたい。

E委員：本人の情報が少ないと、分からないものに対して労力を注ぐことはビジネスでやっている以上で難しい。年収が少なく高齢となるともう少し裏付けが必要。個人情報の問題もあると思うが。

会 長：どういう情報があればいいのか。

C委員：基本は保証会社の審査をクリアしているか。保証会社を通らないとやはり公的な住宅しかない。

会 長：個人情報については、ヒアリングの時に本人に了承のサインをもらう方法もある。

C委員：毎週おこなっている不動産相談と組み合わせたりできないか。

事務局：以前住まいに関する相談もやっていたので活用できるよう工夫したい。

会 長：少しずつ改善していく方向で進めていきたい。

次に資料2のパンフレットについて。

事務局：パンフレットには、大田区のパンフレットのような、協議会やあんしん住まい推進事業の紹介と、以前にご案内した参考資料2（A4刷）のような内容が入るイメージ。支援内容欄は、参考資料2の内容をもう少し詳しく説明したものになる。

会 長：契約が困難な方への伴走支援事業者派遣や、家賃保証の件、電話・訪問による見守りの実施が考えられているということだが。

F委員：タイトルが「あんしん住まい推進協議会」なので、一見すると協議会のガイド。中野区の「居住支援ガイド」のようなタイトルにしないと分かりにくい。

G委員：参考資料3に居住支援ガイドとあるがパンフレットとは別のものか。誰に向けて何を用意するのかという点が分かりにくい。

事務局：参考資料2は事業開始に伴い窓口担当者向けに作ったもの。資料2のパンフレットは協議会のPRと支援事業内容を入れたもの。さらに、参考資料3の居住支援ガイドは、支援を受けたい人向けの早見表的なものとして捉えている。

E委員：ウェブでの紹介はあるか。そこを見れば全て分かり、問い合わせもできる形のもの。

事務局：そのようにしたい。

D委員：市民に一番分かりやすいのは事業のガイド。

F委員：居住支援ガイドには協力不動産の名前は入れないのか。

事務局：ウェブには入れられるが、紙は更新が必要になるので検討が必要。

F委員：パンフレットに書いてある電話番号（課の番号）にかかければ不動産店を紹介してくれるのか。

自分で不動産店に連絡しなくても市が問い合わせしてくれるのか。

事務局：本人が希望する不動産店が登録されていれば紹介できるが、全部の協力不動産店に聞いたほうがよいのではというスタンスでいる。不動産店には市より一括してメールやFAXで問い合わせをする。

F委員：そこまで書いてあるほうが分かりやすい。

事務局：パンフレットに掲載する。

会長：ガイドのようなものはウェブ上にあれば紙はいらないのでは。

事務局：窓口での相談で、この居住支援ガイドを担当者が持っているとは活用できるか。

D委員：説明に使える。高齢者はなかなかウェブを見られない。活用方法はある。

事務局：高齢者の家族（子）も様々な制度を知るのに使えるのでは。

会長：では、まずパンフレットとウェブを作って、その後居住支援ガイドを作るとのこととしたい。

事務局：市には高齢者・障害者・子どもの関係の冊子がそれぞれあるが、その中には住まいに関するページもあるので、ガイドはそれが1枚にまとまっているものとなる。

会長：不動産関係の方たちにプラスになることもあるかもしれない。

C委員：ウェブで見られれば会員の皆さんにもすぐ情報を出せる。

会長：市にそういうサービスがあるなら相談をする方も出てくるかもしれない。
では、パンフレットは作るということで了解を得たということにする。

3 その他

事務局：あんしん住まい推進事業実施要綱を作成した。時間の都合で配布のみとする。

参考資料5の協力不動産登録簿について、現在11店舗が登録申請済み。

次回の協議会は、パンフレット作成後ということで早くも6月と考えている。

会長：11店舗で始め、今後増やすならばその努力をしなければならない。

C委員：協力店募集のチラシのようなものがあるといろいろなところで配れる。

事務局：不動産団体の総会のようなものに出向いて説明させてもらうとか、市のホームページで募集案内を掲載するなども考えている。

C委員：協議会のページに不動産会社のバナーを載せることはできないか。ビジネスでやらないとボランティアでは難しい。プラスアルファがあれば参加しやすい。

D委員：次回までに、どういう方が物件が見つからないのかデータが欲しい。

事務局：データの項目の要望（高齢者・障害者の区分など）があれば出してほしい。